

～経済的に不安のある方にも、適切な治療を受けていただくために～

無料低額診療事業のお知らせ

実施時期 平成22年4月1日より

無料低額診療事業とは・・・

公益法人の設立趣旨に基づき『当法人の医療施設において、経済的理由等により適切な医療を受けることが困難な方々に対して、安心してよい治療を受けていただくため、無料又は低額で診療を行う事業』のことです。

●無料低額診療のしくみ

該当する患者さんから所定の書類関係を提出の上、院内の無料低額診療減免委員会にて承認された分の医療費を減額または減免するものです。（原則、所得税非課税世帯や市町村税非課税世帯などが対象になります。詳しくは医療福祉相談室にお問い合わせ下さい）

●対象となる医療費は？

三友堂病院及び三友堂リハビリセンター、三友堂訪問看護ステーションの医療費に限ります。但し、院外処方箋による調剤薬局でのお支払い（お薬代）は対象になりません。

医療費のこと、各種公的制度の活用などのご相談にも応じております。
お気軽にお問い合わせ下さい。



財団法人 三友堂病院

（お問い合わせ先）

三友堂病院 医療福祉相談室 TEL0238-24-3720
リハビリセンター 医療福祉相談室 TEL0238-21-8111